

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十五第

月七年六十和昭

論叢

日本的經濟原理……………經濟學博士 柴田敬

明治初年の諸藩の商社……………經濟學士 堀江保藏

ナチス經濟團體の成立……………經濟學士 靜田均

研究

チヌウドル王朝の海運政策……………經濟學士 佐波宣平

アダム・スミスに於ける愛國心と人類愛……………經濟學士 白杉庄一郎

商工組合中央金庫について……………經濟學士 田杉競

出產男女別の統計的研究……………經濟學士 青盛和雄

說苑

會計學に於ける概念と用語の問題……………經濟學士 尾上忠雄

廣域經濟の條件……………經濟學士 上杉正一郎

法幣と匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

附錄

彙報

外國雜誌論題

明治初年の諸藩の商社

堀江保藏

一序言

安政の開國後、高知・佐賀・鹿兒島・福井の諸藩を始め、多くの藩は開港場や江戸・大阪等に商會所を設け、盛んに外國貿易に従事した。維新後には新置の府縣も之に加つた。併しそれに伴ふ弊害も少なからず、特に府藩縣が夫々貿易機關を設けて直接貿易に従事することは、中央政府の貿易統制の上に不都合を來すことが少くなかつた。ゆゑ、政府は明治二年六月、かゝる行爲の禁止令を發し、商會所は廢止せられることになつた。けれども諸藩に於ては諸種の事情から、直ちに外國貿易を廢止するを得ず、かくて藩士及び用達町人等相糾合して、商社を設立し、商社の名に於て貿易に従事したものが少くなかつた。

この商社に關しては、二三の例を除き、その詳細を窺ふべき資料が見當らないが、幸ひに大藏省編纂の「舊藩外國連債處分録」(明治前期財政經濟史料集成[第九卷所收])によつてその一端を窺ふことが出来る。本書は舊諸藩の外國人に對する負債の起發よりその處分に至るまでの顛末を録したもので、從つて商社に就ても外債に關係あるもの以外には何ら觸れられて居ないのは勿論である。而も商社に言及する程度も、外債の起された事情を知る上に便宜を與へる範圍に限局されて居り、商社の設立年月は勿論、組織等に就ては全く言及されて居らぬ。從つて本

1) 菅野博士「諸侯と外國貿易」(「彥根高商論叢」第11號)参照。
2) 外債に就ては、關山直太郎氏の「舊諸藩の外國負債處分」(「社會經濟史學」第1卷2號)なる好論文がある。

書に據つて明治初年の諸藩の商社研究の結論を導き出すことは、極めて困難であり、また多大の危険性あるを免がれないが、一應本書に見えてゐる限りを取りまとめ、以て研究を進める上の一階梯としよう。

二 藩 營 商 社

本書の序文を見ると、『抑各藩の逋債たる千差萬別一轍の規を以て判理す可からずと雖も、大凡藩用を給し國費に充て、事止むを得ざるに出るものは幾何もなし。一時商法の説に眩し、猾吏姦商其間に攀援し、藩廳を憊憊し、濫借浪費公を假り私を濟し、終に今日の大債を釀成する、比々皆是なり。然と雖も版籍奉還以降各藩之事大小さく官省と同視す、苟も證券に藩官の名印ある、其經費如何を問はず、概して公債と爲さざるを得ず』と述べて、外債の由來が概ね公私の外國貿易に發することを指摘してゐる。この點を具體的に示すために、先づ藩營の商社を例示し、次節に於て藩名を用ふるも實は私の商社に外ならなかつたものを例示しよう。

盛岡藩 明治元年、藩主南部利剛は一旦奥州白石へ轉封になつたが、間もなく盛岡へ復歸を許され、その代償として金七十萬兩の獻納を命ぜられた。その金策のため藩役人は大阪の富商に掛合つたが應ぜられず、結局神戸在留の英商オールトより洋銀・汽船・小銃等を以て銀額合計二十七萬八千五百枚を借入れ、引當てには米・荒銅・生絲を以てすべく約束をした。外債を以て獻納金を調達することは藩廳の容るゝところとならなかつたが、併し破約し難き事情あり、かくて藩役人は在阪の盛岡商人村井茂兵衛と謀り、商社を開設して借入金金の運用を圖ることとなつた。かくて借入れた汽船通商丸を運轉して商業を営んだが、豫定の利潤擧がらず、剩へ土佐商會からも借金をすることになつた。此等二口の借金返済のため、三年十二月神戸在留の獨逸商人ライス等より、荒銅・

樟腦等を引當てにして十四萬弗を借入れたが、商社が名實とも商社となつたのはその直前であつて、即ち藩參事の認許を得て盛岡縣產物商社となつてゐる。而して村井茂兵衛自ら頭取となり、同姓茂右衛門及び大阪・神戸・堺の商人六名が或は產物取扱人又は請人用達の資格を以て之に加はり、藩役人兩名が產物取締役の名儀を以て名前を連ねてゐる。商社の行ふところは主として輸入品の販賣に在り、即ち外商より支那米・吳呂・小間物等を延買し、之が國內販賣に従事したものであつた。各口の借入金並に商品延買代金は何れも完済するを得ず、この分は爾餘の外債と共に藩債として處分せられることになつたのである。

秋田藩 明治二年、秋田の支藩岩崎藩の役人が、岩崎彌太郎の口入を以て、神戸在留の蘭商アリアンより汽船並に現金總計十五萬兩を借入れた。當時京都に出張中の秋田藩士は、宗支の關係から之に連印したが、借主の名目は秋田藩公用方とせられて居り、巧妙に岩崎藩士に欺かれたわけである。併し秋田藩士は、藩地の物産並に同藩支配所蝦夷地ネモロ國究開拓所の物産其他を以て外國貿易・國內商業に従事すれば、船代其他の借金の返済は容易であり、且又多大の國益となるべしと考へ、三年七月頃大阪に久保田藩開拓物産會所（注）を設立した。この會所の業務は、外商より支那米・反物等を買入れ、轉賣して利を得るに在り、代金の一部は之を藩政費にも充てたやうであるが、併し利益は擧がらず、剩へ汽船は破壊し、結局外債を残す結果となつた。

此外同藩では、明治四年、用達町人吉川長兵衛等十人の名前を以て、横濱に於て同様の取引に従事したが、之亦失敗に終つた。

津藩 財政救済の目的を以て、明治元年十一月製茶輸出の計畫を樹て、その資金として楮幣十萬兩を蘭商ボートインより借入れた。その機關として一の商會を設け（場所不明）、藩士兩名が役員に任じ、以て私の商社の躰

3) 秋田藩は明治四年正月以前は久保田藩と稱した。(宮武外骨氏「府藩縣制史」145頁)。

にしたが、その設立には藩の民政加判奉行や參政が認許を與へて居り、藩營の商社たること歴然たるものがあつた。

同藩 財政救済のため大阪に生産商社を設け（年月不詳）、物産の賣買を營んでゐた。然るに缺損續きのため、廢藩置縣の際之を閉鎖することになつたが、政府は『畢竟外國負債の中を以右商法の資本にも相加へ商路運轉の目途臆算齟齬支消の路を失ひ候儀にて、自然右負債に關署の商社に付』云々の理由を以て、商社の現金現物を悉く新縣へ引繼ぎ、外債銷却の一部に充てた。

仙臺藩 同藩には従來より産物會所があり、生絲其他の國産を買集めて江戸に送り、産物會所の江戸出店より横濱の外商へ賣込んでゐたやうであるが、明治元年以來この取引を盛大ならしむるため、外商より船・器械・現金を借入れた。更に用達町人山片平右衛門の勧めに従ひ、製絲業興隆の目的を以て明治四年正月養蠶講を取結び、その資金として二萬五千弗を佛商フアーブルより借入れた。産物會所が如何なる組織のものであつたかは明かでないが、用達町人の關與する藩營のものであつたことは容易に推察し得べく、また養蠶講も同様の組織による一種の商社であつて、それは養蠶場・製絲場・桑苗培養場等の設備を持つてゐた。而して藩が此等の施設をなしたのは、その益金を藩の政費に繰入れんがためであつた。

二本松藩 同藩にては生絲賣込みのため横濱に商社を設け（年月不詳）、その取扱ひは之を商人に委託してゐた。それが藩營の商社であつたことは、商社名義で外商より借入れた生絲代金の前借を悉皆藩費に供したことによつて明かであり、その經營に商人が参加してゐたことは、借用證文に藩役人と並んで二本松及び横濱の商人が連印してゐることによつても窺はれる。

水戸藩 同藩は明治二年北海道天鹽の支配を命ぜられたが、開拓費用に窮した結果、産物賣捌商社を設けて主として支配地の海産物を販賣し、その利潤を以て開拓費に充てんとした。併しかゝる取引は藩廳自ら行ふのは圓滑を缺く恐れありとし、三年正月その經營を城下の用達町人並に東京及び横濱の商人に委ねた。併し商社の運営そのものに莫大な費用を要するところから、町人達は米商フールスより借金したのであるが、その證文には藩の會計方役人が證印をして居り、結局この商社は二本松藩の商社と同一性質のものであつた。

金澤藩 同藩には大阪南堀江一丁目木屋等五郎名義の商社があり、また安治川四丁目川崎屋武十郎名義の倉庫があつて、此等を以て廢藩置縣の際まで外國貿易に従事してゐた。それが藩營の商社であつたことは、同藩の外國負債銷却のために官收せられたことによつても明かである。之と共に注意すべきは、同藩が兵庫に設けた製鐵商社であるが、之に就ては後に述べる。

嚴原藩 同藩にては江戸時代既にその財政の基礎を主として朝鮮貿易に置いてゐたが、幕末にはその貿易は廢絶の姿となり、財政は頓に窮乏した。同藩がその救済のため、藩營貿易禁止令發布の後に於ても、貿易を繼續したことは當然考へられる事柄であつて、その取扱機關は、明治二年大阪に開いたと思はれる生産方と稱する商社である。而して取引擴張のため外商より汽船を購入し、朝鮮の物産仕込みのため土佐商會より資金を借入れたが、更に此等の負債を返却する必要及び其他の事情から、外商より支那米・砂糖・反物等を延買して轉賣の利益を擧げんとし、かくて外國貿易に關與することになつたのである。而してこの生産方には藩役人の外に大阪及び嚴原の商人が關與してゐた。同藩の藩廳には別に維新後間もなく設けられた貿易署と呼ぶ役所があるが、之が藩營商業に關する總元締であつたと考へられる。

以上の諸藩の外にも、豊橋藩の商法方、烏山藩の生産方、赤穂藩の生産方、櫻井藩の商法方などの商業機關のあつたことが「舊藩外國通債處分録」に見えてゐる。此等に就ては説明を省略するが、以上諸藩の所謂商社を通観すると、その設立は維新以前に遡るものがあり、維新後新たに設立されたものもあるが、設立の事由から見ると、盛岡藩が獻納金調達のため、水戸藩が蝦夷地開拓資金調達のために、夫々商社を設けた以外は、總て商業・貿易によつて利潤を擧げ、以て藩財政に資せんとするにあつた。

商社の建設・經營には多少ともに藩役人が關與してゐるが、同時に用達町人の關與せざるものも稀であつた。そして少くとも盛岡・二本松・水戸・金澤等の商社は、表面上町人のみの經營に屬し、藩役人は商社の借用證文に奥印する程度に止つたけれども、併し實質は藩營の、若くは藩と用達町人との共同經營の商社であつたことは、個々の事例によつて明かである。江戸時代の國產會所の傳統が繼承せられてこゝに至つたものであつて、商社を商人名義としたことは政府を憚つての措置に外ならぬこと勿論である。唯、既に藩營の貿易が禁せられた後であるにも拘らず、久保田藩開拓物産會所の如く、堂々藩名を掲げたものがあつたことは疑問に堪へないが、こゝでは一應疑問のまゝにして置かう。

三 藩名商社

上述の如く、諸藩の商社には多少とも用達町人が關與してゐた。そして此等町人と直接に折衝する一定の藩役人があつた。かゝる關係からして、藩政の混亂せる當時に於ては、藩士又は町人のうちには、藩の商社を裝うて商社を設立し、射利を目論むものがあつた。本節に於てはその若干の例を擧げよう。

犬山藩 明治三年、江戸・四日市及び尾張の商人數名は、國益を口實として犬山藩の大參事吉田秀等の奥印を得、横濱在留の英商キルビーより汽船及び商業資金を借入れ、商社を結んで貿易に従事した。藩大參事が借用證文に連印してゐるとはいへ、この商社は藩廳の全く關知せざるところであつた。

高富藩 同藩にては明治四年三月、一の商社を設けて横濱在留の佛商ジュバンより商品を買ひ、その銷却には北海道其他各地の産物の賣却代を充てんとしたが、それは全く藩名義の商社であつて、内實は東京在任の同藩士族が生活難を打開せんがために開設せるものに外ならず、而もこの計畫を發案したのは此等藩士より金策の依頼を受けた江戸及び箱館の商人であつた。藩士の一人江良熙に對する司法省の處分狀に『右之者(中略)藩廳に於て商會取開相成體に仕成し、自己の商業を營むべくと會津出生青塚金兵衛外二人をも合併爲致、佛國商人ジュバンより洋銀其他品々借入るゝ節に至り、金兵衛外二人を借主に相立熙始め官名を稱へ又は藩印を押用したる證書ジュバンへ差入、追而返済方差滞り右始末大藏省に於て尋受る節、藩廳商會の資本金に差支へ借入るゝ儀に有之様體よく申僞り』云々あるのによつて、右の事情は明かであらう。

岩槻藩 同藩の用達町人藤川初五郎外二人は、商業資金を得んがために右のジュバンより商品を買ひ、その借用證文に藩の高木大參事等が保證人として連印した。延買商品の賣上代金は豪も藩費に供したわけではなかつたが、藩役人連印の借金であるところから、藩債として處分せられた。

田邊藩 明治四年九月田邊藩産商方と稱して神戸在留の獨商テキストルより支那米三十五萬斤を買ひしたが、この産商方は、實は藩士萩原傳八郎及び大阪商人松屋與七外二人が藩名を冒して設けた商社に外ならなかつた。

郡上藩 郡上八幡町の商人大野耕作外二人は郡上藩商社(東京か)を組織して貿易に従事してゐたが、四年六月に至り前記佛商ジュバンより縋絲二百七十俵を買入れ、延拂代價元利三萬八百四十四弗餘を借金した。この取引は管轄廳の保證無くしては藝ひ難きところから、藩の東京出張廳に願出て役人の許可を得たが、更に返済期日延期の必要生じ、そのためにジュバンへ差入れた證文に對して『從來の仕來に泥み』、藩印は勿論知參事以下が連印して之を保證した。かくて前記の負債は結局藩債に立てられたのであるが、商社そのものは藩營の商社ではなく、藩名義の商人の商社であつた。

以上の外にも斗南藩にその例あり、その外債處分に當つて調査官が『斷然私債とも難相決、乍去勿論公債には無之、實に情狀曖昧、全藩廳默許の商法と被相考候』と述べてゐる如く、實に同藩の商社は公私の區別判然し難きものであつた。

何れにしても藩士又は用達町人が、藩名を用ひて商社を結んだのは、商取引を圓滑に行ふ上に、特に外商と取引又は外商より資金の融通を受ける上に、頗る有利であつたからに外ならない。この事は、外商が我國に貿易を求むるに當り、特に諸侯との取引を望んだことによつても容易に推察せられる。勿論藩の名義で取引を行ふといつても、それは藩名を表看板に掲げたわけではなく、契約書や借用證文に藩印又は藩役人の連印を用ひたに過ぎない。併しかゝる證印を受けるについては藩廳又は藩役人の許諾が必要であつた。上述の諸例に關する限り藩名の詐用は見當らない。そこで考ふべきは此等の藩士又は用達町人に對する藩の態度である。偶々郡上藩商社の例に見ゆる如く、『從來の仕來に泥み』許諾を與へたものである。從來の仕來りとは要するに藩と用達町人との紐合ひである。こゝにも、藩が進んで町人を利用した場合と同様に、町人が藩を利用するといふ相互利用の傳統が

見られる。そして政府は、かゝる商社によつて生じた外國負債をも、藩債と認めて肩替りせざるを得なかつたのであつて、金澤藩の外債に關して調査官が『右者外國人の對し不體裁有之候而者御交際上に關係致し』云々と言へるが如く、體面の上からも之を純然たる私債として處分することが出来なかつたのである。

四 商社と外國資本

諸藩の財政は舊幕時代以來窮乏してゐた。加ふるに戊辰役前後、諸藩は何れも泰西の新武器を必要とし、財政の窮乏を顧みる邊なく競うて武器・彈藥・艦船を購入した。また若干の藩に於ては新式の鑛工業を起す目的を以て、諸種の機械類を輸入した。かくて諸藩の財政は益々苦しくなつたのであるが、而も従來の金主である三都の豪商其他は既に足許の見え透いた諸藩に對して嚴重な締貸を行ひ、容易に金談に應じない。そこで已むを得ず外商に借金することになつたのであるが、その手始めとなつたものは恐らく國産を引當てとする武器の購入であらう。かやうな状態であるから、商社を設立するにしても、或は之を經營するにしても、必要なる資金を持合はさなかつたであらうことは容易に窺はれるところであつて、寧ろ外國負債と商社設立との間には頗る密接な關係があつた。之については所々に觸れたが、茲に一括してその關係を明かにしよう。

先づ盛岡・秋田・水戸・津・仙臺等の諸藩に於ては、商社設立の資金を外商に仰いだ。例へば水戸藩では北海道の支配地に産物賣捌商社を建てることになつたが、『内地より輸送の米・鹽は勿論日用の諸什に至る迄費用莫大にて』、用達共の自力にては到底賄ひ難きところから、その資金を米商フールスに仰いだのである。また仙臺藩でも養蠶講開設に當り、『金主等を取拵金子借出し無之ては開講不相成より』、佛國フアブルホェルン商會にその

資金を求めた。同様の例は忍藩が明治四年に利根川に於ける運漕事業經營のため、通船會社の設立を計畫した場合にも見られる。尤もこの場合には、佛商ジュバンより商品を延買ひし、その賣捌代金を以て該會社の資金に充てんとしたのであるが、商品の値下りのため計畫齟齬し、結局會社の創立は見られなかつた。

此等に對して盛岡藩の場合は、外債を起す階梯として商社を設立したのであつた。前述の如く盛岡縣產物商社計畫が實現したのは、明治三年十一月頃であつて、それ以前に既に英商オールド及び九十九商會から借金をしてゐたが、此の借金を返すため更に外商より借金することになり、その必要上愈々商社を設けることになつたのである。之に就ては「舊藩外國通債處分録」の記事によつても窺はれるが、更に同藩士津田又六より外務省に宛てた上申書⁵⁾によつても明かである。

以上に對して更に津藩に於ては、外商の德澤に従ひ外資を以て商社の設立を計畫してゐる。即ち『明治元戊辰十一月、同藩士族航海指揮官柳總五郎藩用にて神戸表へ出張の所、同所在留米商ブウレツキより總五郎へ申談候は、伊賀伊勢兩國の製茶近來精選於米國懇望のよし、若多數輸出の目途有之に於ては基金十萬兩位は可貸渡旨申聞に於て、總五郎早速歸藩、蒸氣船取扱懸り同藩士族箕浦作兵衛(中略)六人の者へ申談、(中略)衆議一決』とあるのがそれであつて、この米商よりの融資は整はなかつたが、彼に代つて同じ役割を演じたのは蘭商ポトインであつた。

更に外商よりの偶然的の借財が、そのまゝ、商社開設の資金となつた例に、秋田藩の開拓物産會所のあること、前に述べた如くである。

以上、商社開設資金と外國資本との關係に就て述べたが、更に商社經營のために資金を外商に仰いだ例は頗る

5) 「明治大正大阪市史」資料篇、295頁。

多い。郡上・豊橋・高知・仙臺等の諸藩にその具體的な例が見られるが、一々についての説明は省略しよう。

商社設立資金にしても經營資金にしても、それは總て現金を以て融通せられたわけではなかつた。一部は現金を以てし、他は蒸汽船又は支那米・反物・小間物等を以てするのが普通であつた。この點、外商より見れば、資金の融通は同時は商品の輸出であつて、商社の立場よりすれば、今日外債を起し公債金を以てその國より物資を輸入するのと何ら異るところはない。更に商社より見れば、經營の過程に於て、内地に轉賣の目的を以て外國品を外商より延買ひするのと全く同一である。

更に外商より資金を借入れるに當つては、それが現金である場合と物品である場合とを問はず、茶・生絲・銅・樟腦其他の國産を引當に供した。別の言葉でいへば國産引當ての前借であり、外商より見れば商品代價の前貸しである。當時商社の輸出と稱するものは概ねこの類であつた。

かゝる方法によつて輸入する物品の價格が低廉である筈はなく、輸出する物品の價格が高價である筈はなかつた。さればこそ輸入品は豫想の價格を以て國內へ轉賣することが出來ず、輸出品は借金の擔保として十分の效用を發揮することが出來ず、この二重の損失からして商社は概ね立ち得ざる打撃を蒙り、負債銷却のため政府を煩はさざるを得ない状態に立至つたのである。

要するに明治初年には、諸藩の商社を通じて外國資本が流入しつゝあつた。外商は貿易による以外に、この投資によつても利益を稼いでゐたわけであるが、これに於ては資金を仰ぐ側の政治的・經濟的基礎が薄弱であつただけに、國民經濟的に見て、そこには多大の危険性があつた。併しその半面に、基礎薄弱の故に長期信用は殆ど與へられず、また諸藩に於ても大膽に巨額の借金をすることが出來なかつた。そして何れの藩に於ても僅かづゝ

之を銷却し、結局その殘額を廢藩置縣後政府に支拂つて貰つたのであつて、こゝにその危険性は解消することが出来たのである。

五 餘 言

以上、主として「舊藩外國遺債處分録」によつて明治初年の諸藩の商社に就て述べたが、この外にも商社があつたことは、有名な高知藩の土佐商會の例によつても容易に窺はれる。特にこの商會は自ら外國貿易や國內商業に従事するのみならず、他藩の商社に資金を融通するとか、外商よりの資金の借入を周旋するとか、この方面にも頗る活躍した。更に資金を融通するに當り、自己の外商に負へる負債を他藩商社に肩替りせしめるが如き手段を講じてゐることも本書によつて明かである。この外宇和島藩でも舊藩時代の物産方を維新後製産場と改めて、廢藩置縣に至るまで外國貿易に従事した。⁶⁾ また前橋藩でも明治二年、城下の生絲商人を説いて藩營の生絲賣込店敷島屋を横濱に開いた。⁷⁾

この前橋藩では、進んで輸出生絲の改良を圖り、三年前橋に藩營の洋式製絲所を起したが、同様の例は金澤藩の兵庫製鐵所に於ても之を見ることが出来る。この製鐵所は川崎造船所の前身として周知のところであるが、「大聖寺藩史」によれば、それは大聖寺藩土石川專輔、金澤藩上關澤孝三郎・遠藤友治郎の三人がその設立を計畫したもので、その中心は石川であつたといふ。大聖寺藩では早くより琵琶湖上の運漕事業を經營し、明治二年には大津にて汽船を建造して、之をその事業に使用したものであつて、その局に當れる石川が製鐵所の設立を企圖したであらうことは容易に肯かれるところであるが、それは兎も角として、製鐵所は金澤・大聖寺兩藩の共同出

6) 「北宇和郡誌」上、518頁。
7) 「日本蠶絲業史」第1卷、119頁、第2卷、48頁。
8) 同書、370頁。

資に成れるものであつて（後に大聖寺藩脱退、「舊藩外國通債處分録」には之を製鐵商社とも記し、「工部省沿革報告」には金澤縣商社と記してゐる。而してその設立に當り工場敷地の永拜借を許され、四年十二月、未だ工場の成就せざるに先立ち工部省へ官收せられたのであるが、それにしても製鐵所の設立は、政府が之を忌むどころか寧ろ援助を與へたのであつた。

藩營のかゝる生産事業は、上述の前橋製絲所に見られ、また鹿兒島藩の堺紡績所（明治三年創立）にも見られる。而も此等の生産事業は堂々と藩名を掲げて行はれたものであつた。同じく藩營の事業と雖も、貿易を主目的とする商社と、この種の生産事業とに對する政府の態度には格段の相違があつたやうに見える。藩營の貿易を禁壓するに至つた事情に就ては序言に一言した。併し生産事業は藩營のものとなし、之に好意を寄せた。こゝに明治初年の經濟政策に於ける一の興味深い點が見られるやうに思ふ。